

## 吉野川流域治水協議会 規約（案）

## （設置）

第1条 「吉野川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

## （目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、吉野川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の左欄に掲げる会ごとに、それぞれ右欄に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本会議を進めていくにあたり、別表に掲げる構成員以外の者（吉野川流域内関係自治体等）についても、協議会の同意を得て、構成員またはオブザーバーとして追加できるものとする。

## （協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 吉野川流域で行う流域治水の全体像の共有と検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

## （会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

## （協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## （事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、四国地方整備局徳島河川国道事務所河川調査課、四国山地砂防事務所調査課、及び吉野川ダム統管理事務所調査課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月20日から施行する。  
(令和3年1月18日一部改正、同日施行)  
(令和3年3月 日一部改正、同日施行)

吉野川流域治水協議会 構成員

会	所属
吉野川流域治水協議会 (下流)	徳島市長
	鳴門市長
	吉野川市長
	阿波市長
	石井町長
	松茂町長
	北島町長
	藍住町長
	板野町長
	上板町長
	神山町長
	佐那河内村長
	徳島県 県土整備部長
	徳島県 農林水産部長
	徳島県 東部県土整備局長
	徳島県 東部農林水産局長
	農林水産省 中国四国農政局 四国東部農地防災事務所長
	林野庁 四国森林管理局 徳島森林管理署長
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 中国四国整備局 徳島水源林整備事務所長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
吉野川流域治水協議会 (中流)	美馬市長
	三好市長
	つるぎ町長
	東みよし町長
	徳島県 県土整備部長
	徳島県 農林水産部長
	徳島県 西部総合県民局県土整備部長
	徳島県 西部総合県民局農林水産部長
	水資源機構 池田総合管理所長
	農林水産省 中国四国農政局 吉野川北岸二期農業水利事業所長
	林野庁 四国森林管理局 徳島森林管理署長
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 中国四国整備局 徳島水源林整備事務所長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
	国土交通省 四国地方整備局 四国山地砂防事務所長
	国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長

## 吉野川流域治水協議会 構成員

会	所属
吉野川流域治水協議会 (上流)	本山町長
	大豊町長
	土佐町長
	大川村長
	いの町長
	高知県 土木部長
	高知県 危機管理部長
	高知県 農業振興部長
	高知県 林業振興・環境部長
	水資源機構 池田総合管理所長
	林野庁 四国森林管理局 嶺北森林管理署長
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 中国四国整備局 高知水源林整備事務所長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
	国土交通省 四国地方整備局 四国山地砂防事務所長
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長	

## 吉野川流域治水協議会 オブザーバー

会	所属
吉野川流域治水協議会 (上流)	農林水産省 中国四国農政局 地方参事官